

詳細表 (平成20年6月1日現在)

1 民間企業における雇用状況

(1) 概況
概況

区分	企業数 (社)	法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数(人)	障害者の数(人)						実雇用率 $E \div$ $\times 100$ (%)	雇用率対 前年比増減 (P)
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者であ る短時間 労働者	C. 重度以 外の身体 障害者、 知的障 害者及び 精神障 害者	D. 精神障 害者であ る短時 間労働者	E. 計 $A \times 2 + B +$ $C + D \times 0.5$	F. うち新 規雇用分		
民間企業 (1.8%)	16,112	7,920,678	33,108	1,644	51,782	391	119,837.5	17,532.5	1.51	0.05
	(15,678)	(7,331,414)	(30,047)	(1,248)	(45,718)	(196)	(107,158.0)	(11,995.5)	(1.46)	(0.02)
特殊法人等 (2.1%)	75	89,605	551	22	925	7	2,052.5	290.5	2.29	0.25
	(76)	(306,365)	(1442)	(145)	(3197)	(30)	(6,241.0)	(1,841.0)	(2.04)	(0.55)

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成19年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

障害部位別雇用状況

区分	障害者の 数(人)	身体障害者の数(人)					知的障害者の数(人)					精神障害者の数(人)			
		A. 重度 身体障 害者	B. 重度 以外の 身体障 害者	C. 重度 身体障 害者 である 短時間 労働者	D. 計 $A \times 2 +$ $B + C$	E. うち 新規雇 用分	A. 重度 知的障 害者	B. 重度 以外の 知的障 害者	C. 重度 知的障 害者 である 短時間 労働者	D. 計 $A \times 2 +$ $B + C$	E. うち 新規雇 用分	A. 精神 障害者	B. 精神 障害者 である 短時間 労働者	C. 計 $A + B$ $\times 0.5$	D. うち 新規雇 用分
民間企業(1.8%)	119,837.5	30,118	41,004	1,316	102,556	13,897	2,990	8,587	328	14,895	2,621	2,191	391	2,386.5	1,014.5
	(107,158.0)	(27,484)	(37,232)	(962)	(93,162)	(9,587)	(2,563)	(7,300)	(286)	(12,712)	(1,892)	(1,186)	(196)	(1,284.0)	(516.5)
特殊法人等 (2.1%)	2,052.5	524	772	22	1,842	240	27	56	0	110	28	97	7	100.5	22.5
	(6,241.0)	(1,367)	(2,555)	(143)	(5,432)	(1,379)	(75)	(312)	(2)	(464)	(281)	(330)	(30)	(345.0)	(179.0)

- 注1 欄の「障害者の数」とは D、D、Cの計である。
- 2 A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、D欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
- 3 B欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、C欄を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
- 4 のA.B欄及び のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、 のC欄及び のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 E欄及び D欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成19年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。